平成２９年（フ）第５１６号
相模原市南区東林間５丁目18番１号　サンフィルトン405
債務者　金子　文江
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１７号
相模原市中央区共和４丁目17番４号
債務者　万木　隆生
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２３号
相模原市緑区下九沢2517番地　ハートランドⅡ103号
債務者　小泉　真一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２４号
相模原市中央区清新８丁目１番14号　エルニド相模原307
債務者　大城　定男
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５６号
静岡市葵区竜南３丁目15番29号　井上ハイツ301号
債務者　栗下としえ（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３２４号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番27―105号
債務者　新井豊貴こと　ＰＡＲＫ　ＰＯＯＮＧ　ＫＷＩ　朴　　豊貴
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６５号
大阪府東大阪市新上小阪16番３―712号
債務者　戸田　絹加
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１３号
大阪市東淀川区豊里６丁目14番11号　第５マンション北栄　401号、前住所大阪市東淀川区豊新４丁目２番５―210号
債務者　梶山いづみ
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８５号
大阪府枚方市招提中町１丁目21番９―21号
債務者　星野　克晴
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０３号
大阪市城東区放出西２丁目20番10―704号
債務者　川井　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２９号
東京都調布市深大寺元町２丁目11番地７櫻井方
債務者　春山とし江
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３４１号
東京都町田市常盤町2945番地１メゾン・パルテールⅢ108
債務者　長宗　亜希（旧姓徳本）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３２号
栃木県宇都宮市山本２丁目22番15号
債務者　馬場　正樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５５号
栃木県栃木市平柳町１丁目24番22号　６号棟、前住所栃木県栃木市平柳町１丁目23番15号ユーミー宮の杜　103号室
債務者　渡邉　裕美（旧姓大沢）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３３号
岡山市南区新保450番地４ウッドキャットⅣ202号、旧住所岡山県倉敷市西阿知町新田457番地
債務者　冨樫　孝宏
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部